

# 燃油価格高騰への備えはできていますか？

令和3年11月 農産園芸課

## 1 R2年の制度の見直しで発動しやすくなりました！

### ○発動基準率の変更

(改正前) 発動基準価格の115%を超えると発動

(改正後) 発動基準価格を超えると発動

### ○補てん対象数量の変更

(改正前) 購入数量の100%

(改正後) 購入数量の70%

補てん対象数量は減少しましたが、  
発動基準率の引き下げにより発動  
しやすくなりました！

## 2 施設園芸セーフティネット構築事業3次公募が始まります！(県締切：11月19日)

**公募期間が延長されました！(県締切：12月10日)**

**※加入をご検討される場合は、12月3日(金)までに、最寄りのJA又は県再生協議会事務局へご連絡ください。**

### ○申請可能事項

#### ・新規申請のみ

※燃油購入予定数量の増加、積立契約の増額・減額は不可

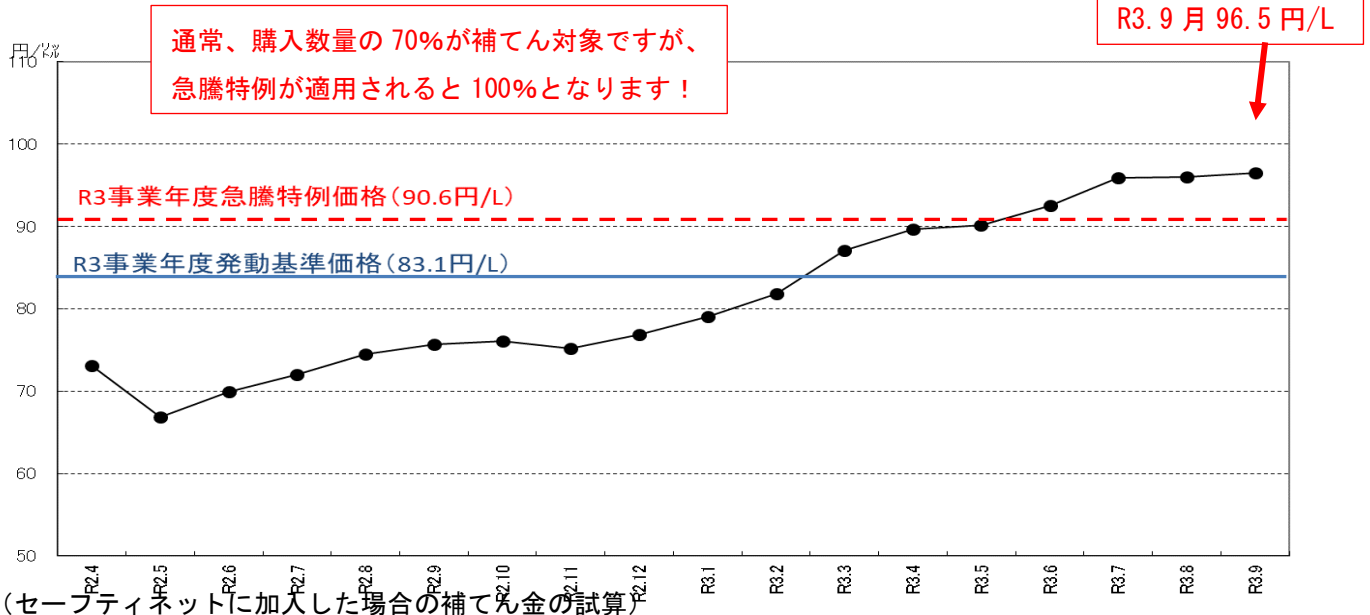
※3次公募ではR4.1月～R4.6月末までに購入した重油・灯油が対象です。

※団体によって終了時期が異なりますので、最寄りの農業協同組合へご確認ください。

### ○提出期限

・公募期間～R3.12/10は県農業再生協議会への申請期限ですので、書類等の提出期限については、最寄りの農業協同組合や熊本県農業再生協議会事務局へご確認ください。

## 3 全国A重油価格が90.6円/Lを超えると急騰特例が適用されます！



全国A重油価格が90.6円/L、購入数量3,000Lの場合(※急騰特例価格を超えた場合)

○発動基準価格との差額 × 購入数量 × 補てん対象割合 = 補てん金額

$(90.6 \text{ 円/L} - 83.1 \text{ 円/L}) \times 3,000 \text{ L} \times 100\% = 22,500 \text{ 円}$  (※うち1/2が国補助金)

急騰特例が適用され、補てん対象割合が70%→100%になります！

【お問い合わせ先】最寄りの農業協同組合または熊本県農業再生協議会事務局 (096-333-2392)